

京都教育大学附属教育実践センター機構教育支援センター  
「教育実践研究紀要」投稿要項

平成17年 3月10日制定

平成17年 7月11日改訂

平成24年 2月 9日改訂

平成26年11月19日改訂

(発行の趣旨)

1. 京都教育大学附属教育実践センター機構教育支援センター「教育実践研究紀要」(以下、「紀要」と言う。)は、以下に示すところにより発行する。

(1)京都教育大学(以下、「本学」と言う。)に所属する教員その他の研究者による教育実践に関する研究成果を公開することを主な目的とし、京都教育大学附属教育実践センター機構教育支援センター(以下、「センター」と言う。)が発行する。

(2)本学に所属する教員その他の研究者による教育実践に関する研究論文及び本学の教育実践研究に関する資料を内容として、教育実践研究紀要編集委員会(以下、「編集委員会」と言う。)が編集する。

(3)発行は、原則として、年1回とし、発行日は各年度の末日とする。

(4)冊子体として発行するとともに、電子媒体(センターのウェブサイト)によっても公開する。

(論文投稿の資格)

2. 筆頭著者として論文を投稿できるのは、本学教員、本学大学院生、本学研究生、センター研究員とする。教員、大学院生については、退職者および修了者を含む。(ただし、左記の場合は本学に在職、在籍時に行った研究に関する論文とする。)筆頭著者としての投稿数は、1号ごとに1人1論文までとする。ただし、共同研究者については制限しない。

(論文の採択)

3. 投稿された論文の採択並びに掲載の順序等については、下記を条件として、編集委員会が決定する。

(1)論文の採択にあたっては、センターのプロジェクト設置委員会で認められたプロジェクトによる研究成果に該当するものを優先する。

(2)編集委員会は、論文の採択に係る審査を行うにあたり、当該論文の主題に関する研究分野を専門とする本学の教員に対し、その内容等について意見を求めることができる。

(3)編集委員会は、論文を採択する条件として、著者に対し、当該論文の内容についての再考もしくは修正を求めることができる。

(著作権等の取扱い)

4. 採択された論文の著作権の取扱いは、以下の通りとする。

(1)紀要に掲載された論文の複製権及び公衆送信権の行使については、著者が、国立大学法人京都教育大学に委託するものとする。ただし、インターネット上での公開については、著者がインターネット上での公開を望まない場合は、申し出により、その行使を委託しない。この場合は、論文題目、著者名のみを公開する。

(2)前号の規定は、著者本人による論文等の利用(複製、公衆送信、著書への収録等)を妨げない。

(3)共著の論文に関する複製権及び公衆送信権の行使に関する委託は、筆頭著者の責任において処理する。

(4)論文の執筆にあたって他の著作物から引用する場合の著作権問題、及びプライバシー侵害の保護については、著者が責任を負う。

(5)日本学術会議声明「科学者の行動規範について」にある「科学者の行動規範」を遵守する。

(投稿の手続き)

5. 投稿者は、編集委員会が定めるところに従い、論文原稿及び関連する書類を提出しなければならない。

(1)投稿者は、論文原稿の提出に先立ち、「論文投稿予定票」を提出し、論文の投稿予定について編集委員会の了解を得なければならない。「論文投稿予定票」の提出期限（原則として、毎年9月末日とする。）は、編集委員会が定める。

(2)投稿者は、本要項第6項に定める「執筆要項」にしたがって作成した論文原稿及び「論文投稿票」を、編集委員会が指定する期限（原則として、毎年11月末日とする。）までに提出しなければならない。

(執筆要項)

6.執筆要項は、以下の通りとする。なお、論文原稿を英語で作成する場合についても、これを準用する。

(1)論文原稿は、センターのウェブサイトに掲示するテンプレート（word版、一太郎版）にしたがって作成し、印刷イメージの電子ファイルとハードコピー各1部を提出する。

(2)刷り上がりサイズは、A4判とし、1ページあたり50文字×46行で構成する。

(3)1論文の分量は、刷り上がり10ページまでとする。

(4)記載の順序は、「標題（副題）」、「著者名」、「所属」（以上、日本語）、「標題（副題）」、「著者名」、「所属」（以上、英語）、抄録（日本語、200～400字）、キーワード（日本語、重要な順に3～5語）、本文、引用・参考文献（原則として、著者名等のアルファベット順）とする。

(5)本文の見出し番号は、次の階層性に拠る。

（第一階層） I、II、III、

（第二階層） 1、2、3、

（第三階層） 1）、2）、3）、

（第四階層または見出し階層とは別の観点による項目列記） (1)、(2)、(3)、

(6)冊子体は、白黒印刷を原則とする。冊子体についてカラー印刷を要する場合の費用は、投稿者の負担とする。

(7)参考・引用文献の記述形式は下記の通りとし、本文中の該当箇所の右肩に1)、2)のように示す。  
（単行本の場合） 著者、発行年、書名、発行所、発行地、（必要に応じて該当ページ）。

（定期刊行物の場合） 著者、発行年、論文名、掲載誌名、ページ。

(8)引用・参考文献以外の注記は、参考文献の前に一括して入れ、本文中の該当箇所の右肩に、注1)、注2)のように示す。ただし、注記は必要最小限に留める。

(9)著者校正は、誤字・脱字や体裁の統一等に限って修正できることとし、内容の添削や変更は認められない。

(別刷り)

7.別刷りの作成に要する費用は、投稿者の負担とする。

(事務)

8.「紀要」の編集及び発行に関する事務は、センターが行う。

(細則)

9.その他「紀要」の編集及び発行に関して必要な事項は、編集委員会が定める。

附則：本投稿要項は、第15号、平成26年度（2015年3月末）刊行分から適用する。